

令和3年9月24日 広報課

送付文書 計3枚

報道機関 各位

## 学校給食費の公会計化に向けた 全小・中学校の給食費会計の点検結果について

### 【概要】

私費会計である学校給食費については、平成31年度に、過去における金融機関の処理誤り及び過去における学校の不適正な会計処理が発覚しました。

これを受け、再発防止策として、全校において平成31年度から決算監査を実施するとともに、公会計化の検討を進めることとしました。

このような中、令和5年度の学校給食費の公会計化に向けて府内調整や学校給食費システム導入の検討を進めるとともに、学校の状況を把握するため本年7月下旬から全校の学校給食費の平成31年度決算額の点検を行いました。

その結果、A小学校に過去に発生した余剰金があることが判明しました。その額は令和2年度決算時点で605,989円でした。

A小学校を除く他の学校については、適正に会計処理されていることを確認しました。

なお、詳細については別紙資料を参照してください。

---

### 【問い合わせ】

立川市教育部学校給食課

担当：南 TEL042-523-2111 内線 6810

学校給食費の公会計化に向けた  
全小・中学校の給食費会計の点検結果について

## 1 概要

私費会計である学校給食費については、平成31年度に、過去における金融機関の処理誤り及び過去における学校の不適正な会計処理が発覚した。

これを受けて、再発防止策として、公会計化の検討を進めるとともに、それまで決算監査を実施していなかった共同調理場校と中学校において、平成31年度から決算監査を実施し適正化に取り組むこととした。

このような中、令和5年度の学校給食費の公会計化に向けて府内調整や学校給食費システム導入の検討を進めるとともに、学校の状況を把握するため本年7月下旬から全校の学校給食費の平成31年度決算額の点検を行った。

その結果、A小学校に過去に発生した余剰金があることが判明した。その額は令和2年度決算時点で605,989円であった。

なお、A小学校を除く他の学校については、適正に会計処理されていることを確認した。

## 2 これまでの経緯

### 1) 平成31年度の調査

- 学校給食課から小学校と中学校全校に対して令和元年7月末現在の口座残高が適正かどうか調査するように指示した。その結果、学校からの申告により中学校8校の余剰金が判明したが、小学校については全校、口座残高は適正であるとの回答だった。
- 調査内容は7月末現在の口座残高とその内訳についてであった。

### 2) 給食費の決算監査

- A小学校では、校長及び保護者により平成31年度、令和2年度の決算監査が実施され、保護者からの徴収額と学校給食課への支払額は適正であるとの報告であった。
- 決算監査の中では通帳の写し及び資料の添付はあったが、口座残高については説明されていなかった。

### 3) 今回の調査

- 公会計化では、債権債務を市に引き継ぐため、各校の会計処理が適正であることが前提となることから、平成31年度決算について調査を実施した。
- その結果、A小学校以外は会計処理が適正であることが確認できた。
- A小学校については、令和2年度決算時点（令和3年5月末現在）の口座残高を基に計算したところ、表1のとおり余剰金が605,989円あることが判明した。

【表1】A小学校 令和3年5月末現在の口座残高からの計算

口座残高(A)	1,997,132円	令和3年度分給食費(B)の内訳
令和3年度分給食費(B)	1,391,143円	・4・5月分給食費：1,351,228円
余剰金((A)-(B))	605,989円	・要保護費：39,915円

#### 4) 平成31年度の調査で余剰金を発見できなかった理由

- 平成31年度の調査において、学校給食課は、各校の報告内容の確認は行ったが、根拠書類の提出を求めておらず詳細な検証はしていなかった。

### 3 検証

- 検証については、公認会計士の指示の下に行った。
- 検証は根拠書類を基に行うため、それらの書類が保管されている平成28年度以降を検証対象とした。その結果、A小学校以外の全ての学校は会計処理が適正に行われていることを確認した。
- A小学校について、平成28年度から令和2年度分の通帳の収支について、出納整理期間である4、5月分の収支を根拠書類に基づいて仕訳をし、年度ごとの収支を明らかにした上で、公認会計士に検証していただいた。
- その結果、平成28年度以降の会計処理について、適正に行われているとの見解を公認会計士からいただいた。なお、債権者である保護者の特定については引き続き適正に対応するよう指摘をいただいた。
- なお、余剰金については、平成27年度以前の会計処理によって生じたものであるとの見解を公認会計士からいただいた。
- また、以下の2点についても公認会計士が確認した。
  - ・A小学校の余剰金額が令和2年度決算時点で605,989円であること
  - ・A小学校以外の全ての学校において会計処理が適正に行われていること

### 4 今後の対応

- A小学校及びその卒業生が通う中学校の保護者に対して、文書により本事案をお詫びするとともに、本事案に関する学校給食費の相談を受け付ける旨をお知らせする。
- 本事案について、市HPで公表、プレスリリースを行う。
- 公認会計士の検証により余剰金の発生原因や時期、債権者が特定できなかつたことから、余剰金については一旦学校給食課が管理する小学校給食費会計に入金するが、申出等で債権者が特定できた場合には返金する。
- 校長が私費会計の責任者であることから、本事案について東京都に報告する。
- 市職員についての処分を検討する。

### 5 再発防止策

- 本年9月以降、毎月末の口座残高及び未収・未払い金額と根拠書類を各学校から提出させ、学校給食課が検証を行う。
- 本年度以降、出納整理期間終了の5月末現在の口座残高及び未収・未払い金額と根拠書類を各学校から提出させ、学校給食課が検証を行う。
- 令和5年度の学校給食費の公会計化を着実に進める。

### 6 今後の予定

9月24日（金）：文教委員会後に、市HPで公表、プレスリリース

9月27日（月）：A小学校及びその卒業生が通う中学校の保護者へ通知を配布